

経済的理由のあるかたへの減免等

国民健康保険

保険課係 ☎38-2035

【所得が半分以下になる見込みのかた】
 ■概要 減免対象者の保険料所得割の6割以内を減免
 ■対象 事業または業務の休廃止、失業その他の理由により、所得が2分の1以下に減少する見込みのかた
 ■要件 ①納付する年の所得の見積額が賦課計算の対象となる年の普通所得（譲渡所得・一時所得を除いた所得）に比して2分の1以下に減少し、保険料の納付が著しく困難であること②納期限までに減免申請書を提出していること③保険料が納付済みでないこと

【国民健康保険料減免申請書に所得の見積額を証する書類を添付して保険課係へ提出】
 ※今後、内容を見直す可能性がります。その際は改めて「広報あしや」で案内します。

【一部負担金の減免等】
 ■概要 災害や失業など特別の事由により、一時的に生活困難になったこと

【経済的に保険料納付が困難なかた】
 ■概要 本人と世帯主や配偶者の所得が一定以下で、保険料を納めることが困難な場合申請し、承認されれば保険料を免除

国民年金保険料

市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

【三十歳未満のかた】
 ■概要 保険料を納めるのが困難なかたで、世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得要件によらず申請により納付が猶予されます。ただし、猶予されていた期間は、年金額には反映されませんが、受給資格要件25年には算入されます。

【母子家庭等医療の適用】
 ■概要 所得が一定以下のかたの健康保険が適用される医療費について、要件を満たすかた



■要件 大学、短大、高等学校、専修学校および各種学校などに在する20歳以上の学生生徒で、前年の本人の所得が118万円以下のかた
 ■申請 学生納付特例申請書、学生証、年金手帳を市民課管理係(年金担当)へ提出(郵送可)

■要件 保護者および扶養義務者いずれもが児童扶養手当の一部支給所得制限基準未満であるかた
 ■申請 印鑑・健康保険証・母子・父子世帯調査票(ごも課にて発行)を持参の上、申請書を地域福祉課福祉医療係へ提出

■概要 経済的事情により生活が困難なかたに、保育料・預かり保育料を含むを全額または半額免除
 ■要件 (全額免除)生活保護世帯または市民税の所得割額非課税の世帯
 ■申請 申請書およびその他申請事由を証明する資料を地域福祉課福祉医療係へ提出

■概要 所得が著しく減少したため生活が困難なかたに、保育料の50%以内を減免
 ■要件 前年の所得と当該年の所得を比べて所得の減少率が30%以上のかた
 ■申請 保育料減免申請書、当該年の収入状況について証明できるものを保育課へ提出
 ※申請のあった月の翌月分から減免となります。
 ※グループ型家庭の保育事業にかかわる保育料も該当します。

個人市県民税

課税課市民税係 ☎38-2016

《平成26年度課税から、所得要件が改正されました》
 前年中の所得が「800万円以下」→「350万円以下」
 (ただし、『■火災などに遭われたかた』の所得要件は「前年度中の所得が800万円以下」で変更ありません。)

内容	対象者	要件	申請
【減免】所得割額の4割以内を減免	■未成年者 右記のすべての要件に該当するかた	①未成年者（1月2日時点の年齢が20歳未満）で前年中の所得が158万円以下②納期限までに減免申請書を提出していること③個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書を上記へ提出(郵送可)
【減免】所得割額の5割以内を減免	■寡婦・寡夫のかた 右記の要件①または②に該当し、かつ③④に該当するかた	①賦課期日(1月1日)前にすでに寡婦または寡夫で、前年中の所得が158万円以下②賦課期日の翌日以後に、寡婦または寡夫になられたかたは、前年中の所得が350万円以下であり、納税が困難であること③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・戸籍等を上記へ提出(郵送可)
【減免】所得割額の10割以内を減免	■相続されたかた 右記のすべての要件に該当するかた	①賦課期日(1月1日)の翌日以後に納税義務者が亡くなられ、相続人において納税が困難であること②被相続人の前年中の所得が350万円以下③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書等を上記へ提出(郵送可)
【減免】所得割額の5割以内を減免	■無職・無収入のかた 右記のすべての要件に該当するかた	①今年度の各納期の末日前1カ月から引き続き続き失業等で無職・無収入の状況にあり、納税が著しく困難であること②前年中の所得が350万円以下③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・失業を証する書類を上記へ提出(郵送可)
【減免】所得割額の5割以内を減免	■けが・病気療養のかた 右記のすべての要件に該当するかた	①納税者や家族のかたなどが病気やけがなどで入院を必要とする1カ月以上の治療により、納税が著しく困難であること②納期限までに減免申請書を提出していること③前年中の所得が350万円以下④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・医療費の領収書等を上記へ提出(郵送可)
【減免】所得割額の5割以内を減免	■所得が半分以下になるかた 右記のすべての要件に該当するかた	①今年の普通所得(譲渡所得・一時所得を除いた所得)の見積額が前年の普通所得に比して2分の1以下に減少し、納税が著しく困難であること②前年中の所得が350万円以下③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・今年分の所得の見積額を証する書類を上記へ提出(郵送可)
【減免】所得割額の10割以内を減免	■火災などに遭われたかた 右記のすべての要件に該当するかた	①火災などにより資産に損害を受けたこと②前年中の所得が800万円以下であること③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書等を上記へ提出(郵送可)
【非課税】	■寡婦のかた 右記の要件①または②に該当し、かつ③に該当するかた	①前年の12月31日時点で、夫と死別し再婚していないかたもしくは夫の生死が不明のかた②前年の12月31日時点で、夫と離別し再婚していないかたで、扶養親族や前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しているかた③本人の前年中の所得が125万円以下であること	市申告書を上記へ提出(郵送可)
【非課税】	■寡夫のかた 右記要件に該当するかた	前年の12月31日時点で、妻と死別もしくは離別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかたで、前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しており、本人の前年中の所得が125万円以下であること	
【所得控除】寡婦の場合26万円(特別寡婦の場合は30万円)を控除	■寡婦のかた 右記要件のいずれかに該当するかた ※特別寡婦とは、寡婦のうち扶養親族である子を有し、かつ本人の前年中の所得が500万円以下のかた	①前年の12月31日時点で、夫と死別し再婚していないかたや夫の生死が不明のかたで、本人の前年中の所得が500万円以下であること②前年の12月31日時点で、夫と死別もしくは離別し再婚していないかたや夫の生死が不明のかたで、扶養親族または前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しているかた	確定申告書または市申告書<確定申告書の場合は税務署へ提出>(郵送可)
【所得控除】寡夫の場合26万円を控除	■寡夫のかた 右記要件に該当するかた	前年の12月31日時点で、妻と死別もしくは離別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかたで、前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しており、本人の前年中の所得が500万円以下であること	

固定資産税・都市計画税

課税課固定資産税係 ☎38-2017

【火災などに遭われた物件の所有者のかた】
 ■概要 災害を受けた日以後に、納期限が到来する納付分にかかる固定資産税・都市計画税の10割以内を減免
 ■対象 次のすべての要件に該当するかた

■要件 ①火災などにより、所有する固定資産に損害を受けたこと②納期限までに減免申請書を提出していること
 ■申請 減免申請書、災証明書などを課税課固定資産税係へ提出(郵送可)

住宅使用料

住宅管理センター ☎38-2026

■概要 市営改良従前居住者用住宅入居者で著しく所得の低いかた、その他特別の事情があるかたに、住宅使用料を減免
 ■要件 収入基準月額が非課税所得を含めて6万円以下のかた4万円以下50%減免、4万円以上6万円以下30%減免
 ■申請 住宅使用料減免徴収猶予申請書、非課税所得があるかたはその証明書、住宅管理センターへ提出



ムスカリ (清水公園)

保育所保育料

保育課 ☎38-2128

■概要 所得が著しく減少したため生活が困難なかたに、保育料の50%以内を減免
 ■要件 前年の所得と当該年の所得を比べて所得の減少率が30%以上のかた
 ■申請 保育料減免申請書、当該年の収入状況について証明できるものを保育課へ提出
 ※申請のあった月の翌月分から減免となります。
 ※グループ型家庭の保育事業にかかわる保育料も該当します。

公立幼稚園保育料

教育委員会管理課 ☎38-2085

■概要 経済的事情により生活が困難なかたに、保育料・預かり保育料を含むを全額または半額免除
 ■要件 (全額免除)生活保護世帯または市民税の所得割額非課税の世帯
 ■申請 申請書およびその他申請事由を証明する資料を地域福祉課福祉医療係へ提出

■概要 所得が著しく減少したため生活が困難なかたに、保育料の50%以内を減免
 ■要件 前年の所得と当該年の所得を比べて所得の減少率が30%以上のかた
 ■申請 保育料減免申請書、当該年の収入状況について証明できるものを保育課へ提出
 ※申請のあった月の翌月分から減免となります。
 ※グループ型家庭の保育事業にかかわる保育料も該当します。

障がいのあるかたへの減免等

個人市県民税

課税課市民税係 ☎38-2016

《平成26年度課税から、所得要件が改正されました》
 前年中の所得が「800万円以下」→「350万円以下」

概要・要件	申請
【減免】所得割額の5割以内を減免 ①または②に該当し、かつ③④に該当するかた ①賦課期日(1月1日)前からすでに障がいのあるかた(要介護認定を受け、障害者控除対象者認定書の交付を受けているかたを含む)は前年中の所得が158万円以下であること②賦課期日(1月1日)の翌日以後に、障がいの認定を受けたかた(要介護認定を受け、障害者控除対象者認定書の交付を受けたかたを含む)は、前年中の所得が350万円以下であり、納税が著しく困難であること③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・障害者手帳等の写しを、上記へ提出(郵送可)
【非課税】前年の12月31日時点で、障がいを認定されているかたで、本人の前年中の所得が125万円以下であること	確定申告書または市申告書・障害者手帳の写しを、上記へ提出(郵送可・確定申告書の場合は、税務署へ提出)
【所得控除】本人が障がいを認定されている場合、26万円(等級による加算あり)を控除	前年の12月31日時点で、障がいを認定されているかた

軽自動車税

課税課管理係 ☎38-2015

■概要 軽自動車等の軽自動車税を全額減免
 ※障がい者等のかた一人に対し、軽自動車税(市税)・自動車税(県税)のうちいずれか1台分を減免
 ■対象 次の要件のいずれかに該当する軽自動車等
 ■要件 ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されたかた(以下「身体障がい者等」という)または身体障がい者等と生計を一にするかたが所有する軽自動車等
 ②次のいずれかに該当する軽自動車等
 ア.身体障がい者等本人が運転するもの イ.身体障がい者等と生計を一にするかたが身体障がい者等のために運転するもの ウ.身体障がい者等のみで構成されている世帯が身体障がい者等を常時介護するかたが身体障がい者等のために運転するもの
 ※納税された後は減免できませんので、減免を希望されるかたは納税せず、提出期限までに申請書を提出してください。
 ■申請 納期限(6月2日)までに、課税課管理係へ提出してください。
 《必要書類等》①軽自動車税減免申請書②平成26年度軽自動車税納税通知書③減免を受ける軽自動車等を運転されるかたの運転免許証(写し可)④身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか⑤印鑑
 ※なお、自動車税の減免については西宮県税事務所(代表☎0798-23-7788)にて手続きをお願いします。

医療費関係

地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076

【障害者医療および高齢障害者医療の適用】
 ■概要 所得が一定以下のかたの健康保険(後期高齢者医療制度を含む)が適用される医療費について、県と市が自己負担金の一部を助成し、費用負担を軽減
 ■対象 身体障害者手帳1級から3級、療育手帳AまたはB1および精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳の交付を受けており、次の要件を満たすかた
 ■要件 受給者本人、配偶者および扶養義務者いずれもが市(区)町村市民税所得割税額23万5千円未満のかた
 ■申請 印鑑・対象であることが確認できる手帳・健康保険証を持参の上、申請書を地域福祉課福祉医療係へ提出

【障害者医療および高齢障害者医療一部負担金の免除】
 ■概要 災害等の特別な事情により、6カ月を限度に医療費の一部負担金を免除
 ■対象 障害者医療受給者および高齢障害者医療受給者
 ■要件 災害または失業等特別な事情により、医療費の一部負担金の支払いが一時的に困難であると認定された場合
 ■申請 申請書およびその他申請事由を証明する資料を地域福祉課福祉医療係へ提出

国民年金保険料

市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

■概要 保険料を納めるのが困難なかたで、法で定めている要件に該当する場合、届出により保険料を免除。ただし、老齢基礎年金などの年金額を計算する場合、免除を受けた期間、は、2分の1に減額
 ■対象 障害基礎年金等受給者
 ■要件 障害基礎年金を受給している場合など
 ■申請 免除理由該当届、年金手帳、年金証書等受給している事が確認できるものを、市民課管理係(年金担当)へ提出(郵送可)

下水道使用料

下水道課 ☎38-2064

■概要 基本料金部分を減免
 ■対象 障がいのあるかたの所属する世帯
 ■要件 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の対象者のいる世帯
 ■申請 減免申請書を障害福祉課へ提出